各位

会 社 名 大同特殊鋼株式会社 代表者名 代表取締役社長 小澤 正俊 (コード番号 5471 東、名証第1部) 問合せ先 総務部長 野村 敏夫 (052-963-7501)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月27日開催の当社取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第82期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 平成17年2月1日に「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が施行され、電子公告制度が導入されました。これに伴い、公告閲覧の利便性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

(変更案第5条)

- (2) 平成 18 年 5 月 1 日に「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が施行されますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 単元未満株式を保有する株主の権利を相当の範囲に制限し、明確化するものであります。 (変更案第11条)
 - ② 代理人の議決権行使について、代理人の数を定めるものであります。

(変更案第20条)

- ③ 株主総会においてより充実した情報提供を可能にするため、株主総会参考書類等の一部 をインターネットを用いて開示できるようにするものであります。 (変更案第23条)
- ④ 機動的な取締役会の運営を図るため、取締役会において書面または電磁的記録によって決議できるようにするものであります。 (変更案第32条第2項)
- ⑤ 広く人材の登用を可能にするため、社外取締役および社外監査役との間に、あらかじめ 責任限定契約を締結することができるようにするものであります。

(変更案第35条第2項)、(変更案第44条第2項)

- ⑥ その他、会社法に基づく規定の新設、削除、文言の変更を行うものであります。
- (3) 上記(1)および(2)の変更に伴い、条数の繰り下げ等および所要の変更を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日) 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以上

現	でである。) 変変を変変を表す。) 変変を変
	F
第1章 総 則 第1条~第3条 省 略	第1章 総 則 第1条~第3条 現行どおり
第1末 ² 第3末 旬 昭	第1末 第3末 売1] こわり
(新 設)	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役の外、 次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人
(公告 <u>の</u> 方法) <u>第4条</u> 当会社の <u>公告</u> は、日本経済新聞 <u>及び中</u> <u>日新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。 但し、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場 合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
(株式総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、 11億6,000万株とする。但し、株式の 消却が行われた場合は、これに相当する株式 数を減ずる。	(<u>発行可能</u> 株式総数) <u>第6条</u> 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、11億 6,000万株とする。
(新 設)	<u>(株券の発行)</u> 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当会社は、 <u>商法第211条/3第1項</u> 第2号の規定により、取締役会の決議 <u>をもっ</u> て自己株式を <u>買受ける</u> ことができる。	(自己 <u>の</u> 株式の取得) <u>第8条</u> 当会社は、 <u>会社法第165条第2項</u> の 規定により、取締役会の決議 <u>によって</u> 自己 <u>の</u> 株式を <u>取得する</u> ことができる。
(<u>1単元の株式の数</u>) <u>第7条</u> 当会社の <u>1単元の株式の数</u> は、 1,000株とする。	(<u>単元株式数</u>) <u>第9条</u> 当会社の <u>単元株式数</u> は、1,000株 とする。
(単元未満株券の不発行) 第8条 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでな	(単元未満株券の不発行) 第 10 条 当会社は、第7条の規定にかかわら ず、単元未満株式に係る株券を発行しない。 但し、株式取扱規程に定めるところについて はこの限りでない。

現 行	変 更 案
(新 設)	(単元未満株式についての権利)
	第11条 当会社の株主 (実質株主を含む。以下
	同じ。)は、その有する単元未満株式につい
	て、次に掲げる権利以外の権利を行使するこ

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権 利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当て及び募集新株予約権の割当てを受け る権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取 扱規程に定めるところにより、その単元未満 株式の数と併せて1単元の株式の数となるべ き数の株式を売り渡すべき旨を請求すること ができる。

(名義書換代理人)

- <u>第10条</u> ①当会社は、<u>株式につき名義書換代理</u> 人を置く。
- ②<u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、届出の受理、単元未満株式の買取り及び買増し等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(氏名、住所等の届出)

第 11 条 ①株主、質権者又はその法定代理人は、所定の様式により、氏名、住所及び印鑑を当会社の<u>名義書換代理人</u>に届け出なければならない。その変更があったときも同様である

(単元未満株式の買増し)

とができない。

第12条 当会社の<u>株主</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する</u>単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- <u>第13条</u> ①当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。
- ②<u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>によって定め</u>、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(氏名、住所等の届出)

第 14 条 ①株主、質権者又はその法定代理人は、所定の様式により、氏名、住所及び印鑑を当会社の株主名簿管理人に届け出なければならない。その変更があったときも同様である。

現 行

②外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、当会社の<u>名義書換代理人</u>に届け出なければならない。その変更があったときも同様である。 ③、④ 省 略

(株式取扱規程)

第12条 株券の種類、株式の名義書換、質権の 登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、 株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の 手続き、届出の受理、単元未満株式の買取り 及び買増しその他株式に関する取扱並びにそ の手数料については、取締役会において定め る株式取扱規程による。

(基準日)

- 第13条 ①当会社は、毎決算期現在の株主名簿 に記載又は記録された議決権を有する株主を もって、その決算期に関する定時株主総会に おいて権利を行使できる株主とする。
- ②前項の外、必要ある場合には、予め公告して、 一定の日現在の株主名簿に記載又は記録され た株主又は登録質権者をもって、その権利を 行使できる株主又は登録質権者とする。

第3章 株主総会

第14条 省 略

(新 設)

第15条、第16条 省 略

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の 株主に委任して、その議決権を行使すること ができる。但し、この場合においては、委任 状を株主総会ごとに当会社に差出さなければ ならない。

変 更 案

②外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、当会社の<u>株主名簿管理人</u>に届け出なければならない。その変更があったときも同様である。

③、④ 現行第11条第3項、第4項どおり

(株式取扱規程)

第 15 条 当会社の株式に関する取扱及びその 手数料については、法令又は本定款の外、取 締役会において定める株式取扱規程による。

(削 除)

第3章 株主総会

第16条 現行第14条どおり

(定時株主総会の基準日)

- 第 17 条 当会社の定時株主総会の議決権の基 準日は、毎年3月31日とする。
- <u>第18条、第19条</u> 現行第15条、第16条どおり

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の 株主1名に委任して、その議決権を行使する ことができる。但し、この場合においては、 委任状を株主総会ごとに当会社に差出さなければならない。 現 行

(総会の決議方法)

- 第18条 ①株主総会の決議は、法令又は定款に 別段の定めある場合を除く外、出席した株主 の議決権の過半数でこれを行う。
- ②<u>商法第343条</u>に定める<u>特別</u>決議は、<u>総株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2以上<u>でこれを</u>行う。

(総会の議事録)

第 19 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。

(新 設)

第4章 取締役及び取締役会

第20条 省 略

(取締役の選任)

第21条 ① 省 略

- ②取締役の選任については、<u>総株主</u>の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数でこれを行う。
- ③ 省 略

(取締役の任期)

- 第22条 ①取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②増員又は欠員のため選任された取締役の任期 は、現任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までと する。

<u>第23条、第24条</u> 省 略

変更案

(総会の決議方法)

- 第21条 ①株主総会の決議は、法令又は<u>本</u>定款 に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、出席した<u>議</u> 決権を行使することができる株主の議決権の 過半数をもって行う。
- ②会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議</u> <u>決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の3分の2以上をもって行う。

(総会の議事録)

第22条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

第23条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第24条 現行第20条どおり

(取締役の選任)

第25条 ① 現行第21条第1項どおり

- ②取締役の選任については、<u>議決権を行使する</u> <u>ことができる株主</u>の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>を</u> <u>もって</u>行う。
- ③ 現行第21条第3項どおり

(取締役の任期)

- 第26条 ①取締役の任期は、選任後2年<u>以内に</u> 終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
- ②増員又は欠員のため選任された取締役の任期 は、現任取締役の任期の満了<u>する</u>時までとす る。

第27条、第28条 現行第23条、第24条どお

現 行 変更案 (取締役の報酬) (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議をも ってこれを定める。

第26条、第27条 省 略

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数出 席し、その取締役の過半数でこれを行う。

> (新 設)

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事の経過の要領及び結 果は、議事録に記載し、出席した取締役及び 監査役がこれに記名捺印する。

> (新 設)

第30条 省 略

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、商法第266条第12項の 規定により、取締役会の決議をもって、同条 第1項第5号の行為に関する取締役(取締役 であった者を含む。) の責任を法令の限度に おいて免除することができる。

(新 設)

第5章 監査役及び監査役会

<u>第32条</u> 省 略

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の 決議によって定める。

第30条、第31条 現行第26条、第27条どお

(取締役会の決議方法)

- 第32条 ①取締役会の決議は、議決に加わるこ とができる取締役の過半数が出席し、その取 締役の過半数をもって行う。
- ②当会社は、会社法第370条の要件を充たし たときは、取締役会の決議があったものとみ なす。

(取締役会の議事録)

- 第 33 条 ①取締役会の議事の経過の要領及び 結果並びにその他法令に定める事項は、議事 録に記載又は記録し、出席した取締役及び監 査役がこれに記名捺印又は電子署名する。
- ②前条第2項の決議があったとみなされる事項 の内容及びその他法令に定める事項は、議事 録に記載又は記録する。

第34条 現行第30条どおり

(取締役の責任免除)

- 第35条 ①当会社は、会社法第426条第1項 の規定により、任務を怠ったことによる取締 役(取締役であった者を含む。)の損害賠償 責任を、法令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができる。
- ②当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間に、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。但し、当該契約に基づく 責任の限度額は、100万円以上であらかじ め定めた金額又は法令が規定する額のいずれ か高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第36条 現行第32条どおり

見行

(監査役の選任)

第33条 ① 省 略

②監査役の選任については、<u>総株主</u>の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数<u>でこれを</u>行う。

(補欠監査役の選任)

- 第34条 ①当会社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において 監査役の補欠者(以下「補欠監査役」という。) をあらかじめ選任することができる。
- ②補欠監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。
- ③補欠監査役の選任の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会 開催の時までとする。

(監査役の任期)

- 第35条 ①監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の最</u> <u>終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時 までとする。
- ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了すべき時までとする。
- ③前条に定める補欠監査役が監査役に就任した 場合、その監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

<u>第36条</u> <u>監査役</u>は、<u>互選をもって</u>常勤の監査役 を定める。

(監査役の報酬)

第37条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第38条 省 略

(監査役会の決議方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定め ある場合を除き、監査役の過半数<u>でこれを</u>行 う。 変 更 案

(監査役の選任)

第37条 ① 現行第33条第1項どおり

②監査役の選任については、<u>議決権を行使する</u> <u>ことができる株主</u>の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>を</u> もって行う。

(削 除)

(監査役の任期)

- 第38条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
- ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了する時までとする。

(削 除)

(常勤監査役)

第39条 監査役会は、その決議によって常勤の 監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議<u>によって</u>定める。

第41条 現行第38条どおり

(監査役会の決議方法)

第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定め ある場合を除き、監査役の過半数<u>をもって</u>行 う。

現 行 変 更 案 (監査役会の議事録) 第 40 条 監査役会の議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。 (監査役の責任免除) 第 41 条 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 (監査役の責任を) 第 44 条 ①当会社は、会社法第426条第1の規定により、任務を怠ったことによる監督、(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において、取締役会の決議をもって、監査役の責任を法令の限度において、取締役会の
第 40 条 監査役会の議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。 第 43 条 監査役会の議事の経過の要領及び結果がごにその他法令に定める事項は、議事に記載又は記録し、出席した監査役がこれ記名捺印又は電子署名する。 (監査役の責任免除) (監査役の責任免除) (監査役の責任免除) 第 41 条 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令 (監査役であった者を含む。)の責任を法令
果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印 <u>する。</u> (監査役の責任免除) (監査役の責任免除) (監査役の責任免除) (監査役の責任免除) (監査役の表送をもって、監査役の規定により、取締役会の決議をもって、監査役の規定により、任務を怠ったことによる監役の表であった者を含む。)の責任を法令 (監査役であった者を含む。)の責任を法令
れに記名捺印 <u>する。</u> に記載 <u>又は記録</u> し、出席した監査役がこれ 記名捺印 <u>又は電子署名する。</u> (監査役の責任免除) 第 41 条 当会社は、商法第280条第1項の規 定により、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であった者を含む。)の責任を法令 役(監査役であった者を含む。)の <u>損害</u> 服
記名捺印 <u>又は電子署名する</u> 。 (監査役の責任免除) (関連を担い、会社法第426条第1 の規定により、任務を怠ったことによる監役によるであった者を含む。)の責任を法令
(監査役の責任免除)
第41条 当会社は、商法第280条第1項の規定により、 第44条 ①当会社は、会社法第426条第1 定により、 取締役会の決議をもって、 監査役 の規定により、 任務を怠ったことによる (監査役であった者を含む。)の責任を法令 役(監査役であった者を含む。)の損害財
定により、 <u>取締役会の決議をもって、</u> 監査役 の規定により、 <u>任務を怠ったことによる</u> 監
(監査役であった者を含む。)の責任を法令 役(監査役であった者を含む。)の損害販
の限度において免除することができる。 責任を <u>、</u> 法令の限度において <u>、取締役会の</u>
<u>議によって</u> 免除することができる。
(新 設) ②当会社は、会社法第427条第1項の規定
より、社外監査役との間に、任務を怠った
とによる損害賠償責任を限定する契約を組
することができる。但し、当該契約に基づ
責任の限度額は、100万円以上であらか
め定めた金額又は法令が規定する額のいす
<u>か高い額とする。</u>
(新 設) 第6章 会計監査人
(新 設) (会計監査人の選任)
第45条 会計監査人は、株主総会においてこ
<u>を選任する。</u>
(新 設) (会計監査人の任期)
第46条 ①会計監査人の任期は、選任後1年
内に終了する事業年度のうち最終のものは
する定時株主総会の終結の時までとする。
②前項の定時株主総会において別段の決議が
されないときは、当該定時株主総会におい
再任されたものとする。
<u>第6章</u> 計 算 <u>第7章</u> 計 算
(決算期) (事業年度)
<u>第42条</u> 当会社の <u>決算期は、毎年3月31日と</u> <u>第47条</u> 当会社の <u>事業年度は、毎年4月1</u> E
<u> </u>
<u>(利益金の処分)</u> 第 43 条 当会社の利益金は、法令に別段の定め

現 行 変 更 案

(利益配当)

第44条 利益配当金は、毎決算期現在の株主名 簿に記載又は記録された株主又は登録質権者 にこれを支払う。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議により、毎 年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録 された株主又は登録質権者に対し、商法第2 93条の5の規定による金銭の分配(以下中 間配当という。)をすることができる。

(除斥期間)

第46条 利益配当金又は中間配当金は、その支 第50条 配当財産が金銭である場合は、その支 払開始の日から満3年を経過しても受領のな いときは、当会社は、その支払の義務を免れ

(剰余金配当の基準日)

第48条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、 毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年9月30日を基準日として中間配当を行 うことができる。

(除斥期間)

払開始の日から満3年を経過しても受領のな いときは、当会社は、その支払の義務を免れ

以上